日本航空 OB 乗員
有志の会ニュース

2014. 04. 06

No.14-032

HP：http://jalfltcrewob.web.fc2.com/
Mail：jalfltcrewob@gmail.com

安全で明るい JAL

第２章 第４－ ７

解雇に至るまで際立つ
信義則違反、不当労働行為の連続（三）

高裁 最終準備書面シリーズ １３

なおも交渉による解決を目指した労働組合

乗員組合は、２０１０年１１月３０日、なおも、労使交渉による整理解雇の回避に向け、更なる柔軟なワークシェアの提案を行った。

（しかし）JALは、…ワークシェアが極めて有効であり、それを実施すれば本件整理解雇を回避できることを知りながら、敢えてそれを採用せず、本件整理解雇を強行した。

説明義務に違反する人員削減状況の隠蔽
解雇手続上 重大な信義則違反

JALは、団体交渉や事務折衝において、希望退職募集措置以外の削減を含むJAL本体の運航乗務員の人員削減状況を説明せず、専ら希望退職による人員削減目標数３７１名に対する応募状況しか説明しなかった。ＪＡＬグループ全体の運航乗

務員の人員削減状況についても、更生計画の目標数である人員体制２９７４名に対して、現時点で何名に達しており、後どれぐらいの人員削減が必要か、という説明は全くなかった。JALはこの点を意図的に隠したのである。

（数多くの事務折衝・団体交渉において説明はなく、さらに）

２０１０年１２月２１日の団体交渉に出席した大西社長（当時）は、…解雇対象者に支払う賃金その他の人件費の増加が問題なのではなく、JALが再生していく上で、必要な施策を着実に進めていかなければならない…と説明した。

そこでも、大西社長は、更生計画の目標数であるＪＡＬグループ全体の運航乗務職の人員体制２９７４名について、解雇予告前日の時点で何名に達しており、後どれぐらいの人員削減が必要か、という説明を一切しなかったのである。

JALは、ＪＡＬグループ全体、JAL本体の人員削減目標の達成をひた隠しにしたまま、JALの業績の飛躍的改善と整理解雇による人件費削減の関係についての合理的説明も欠いたまま、更生計画における人員削減目標時期である２０１１年３月３１日を３か月も前倒しして、整理解雇を強行した。これは、本件整理解雇手続に重大な信義則違反があったことを示す事実である。

機長の削減目標を達成
しかしJALはそれまでの説明を一変

JALは、在籍する機長の削減目標が達成されたにもかかわらず、機長を整理解雇する方針を変更せず、副操縦士を整理解雇の対象から外しながら、機長の整理解雇を強行することを正当化するために、それまでの、削減目標は機長・副操縦士という職位ごとに積み上げた数値との説明を一変させる、という極めて不誠実な対応を取ったのである

信義則違反、不当労働行為の連鎖・集中

この点に本件の際だった本質

本件整理解雇は、こうした、JALの、短期間に集中し、関連し、重なり合った背信行為の積み重ねの末に行われた。その意味で、本件整理解雇は、個別労働契約関係上、あるいは集団的労使関係上、使用者が拠って立つべき信義誠実の原則に重大に違反して行われたものである。この点に本件整理解雇の際だった本質があり、本件整理解雇はかかる点からも無効であるといわなければならない。

■タイトルは、世話人による

■理解しやすくするために「原判決」を「地裁判決」に、「原審」を「地裁」に、「被控訴人」を「JAL」に置き換えました

■**「控訴人」は地裁における「原告」です**

2014年度カンパ、スタート

4年目のご支援

皆様の取り組み参加

宜しくお願い致します

東京高裁要請はがき取り組み中

リンク：原告団 HP の TOP ページ参照

今後の日程

5 月 15日（木）

控訴審　客室乗務員 判決

東京高裁101 号法廷

13 時30 分より

5 月 19日（月）

不当労働行為裁判 結審

東京地裁527 号法廷

13 時10 分より

6 月 5日（木）

控訴審　運航乗務員 判決

東京高裁101 号法廷

13 時30 分より